

東京都総合環境アセスメント試行審査会

(第3回)

平成11年9月8日(水)

都庁第一本庁舎 42階 特別会議室B

小島課長 事務局からご報告申し上げます。

本日、ご出席予定の委員の方で、森田委員がまだお見えでございませんけれども、時間も経過いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたしたいと存じます。なお、傍聴の申し出がございます。

清水会長 皆様、おはようございます。傍聴の件につきましては、いまお顔を拝見する程度の数ですから、特に問題ないですね。

そこで、開会に先立ちまして、事務局から都側出席者の紹介の申し出がございますので、ご紹介をいただきたいと思っております。

長谷川部長 東京都の人事異動がございまして、総合環境アセスメント担当の事務局に変更がございましたので、私の方から紹介させていただきたいと思っております。局長の齋藤でございます。

齋藤局長 齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川部長 環境影響評価審査室調整担当課長の山本でございます。

山本課長 山本でございます。よろしくお願いいたします。

長谷川部長 それから、当事務局の窓口になります総合アセスメント制度準備担当課長の小島でございます。

小島課長 小島です。どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川部長 以上でございます。

清水会長 ありがとうございました。それでは、次に、新たに局長に就任さ

れました齋藤局長からご挨拶の申し出がございますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

齋藤局長 おはようございます。ただいまご紹介をいただきました環境保全局長の齋藤でございます。6月に着任をいたしまして、ご挨拶が遅れましたが、試行審査会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思ひます。

すでにご承知のとおりでございますけれども、東京都では、昨年の6月に「総合環境アセスメント制度」の導入を決定したところでございます。この制度は、現行の環境影響評価制度に先立って、計画の立案段階で環境影響評価を実施するという、わが国では初めての制度ということになっております。このため、まず最初に、東京都が策定する計画などを対象に試行を行うこととしておりまして、この試行審査会は計画・立案に伴う環境影響評価等の妥当性を審査いただくための機関として設けられたものでございます。

委員の皆様方には、試行の開始が遅れているためご懸念の向きもあるかと思ひますが、後ほど事務局が説明いたしますように、庁内や関係機関との調整など、準備作業に時間を要しておる状況でございます。私どもとしては、できるだけ早く見通しをつけるよう努力をしまひたいと考えているところでございます。

石原知事も、「都の行財政基盤の再建」の中において、「環境の危機」ということをキーワードにして、その解決のためには、環境優先の行動を都市づくりや都市システムの中に組み込んでいくことが重要であると言っております。都市基盤の整備や更新等に当たっては、環境に対する配慮を重視する都市づくりを推進していくということを強調しております。知事の言う「環境に対する配慮を重視する都市づくり」を実行に移す上で、「総合環境アセスメント制度」の果たす役割は大変大きいものがあると考えておりまして、私どもといたしましても、委員の皆様方のご協力を得て、試行を円滑に実施し、その成果を踏まえ、制度の本格導入を図りたいと考えているところでございます。

つきましては、委員の皆様方におかれましても、この制度が今後よりよいものとして発展していくよう、ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

清水会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから第3回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

本日は、会議次第にございますように、1件について審議を行いました後、報告を2件受けることにいたします。

初めに、審議を行います。まず、「試行審査会の運営方法等」について、事務局から説明をお願いします。

小島課長 それでは、事務局の方から、お手元の資料1に基づきまして、「東京都総合環境アセスメント試行審査会の運営に関する細目（案）」につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

この試行審査会の運営に関する細目につきましては、前回の第2回の審査会におきまして、この審査会の運営方法を、主に情報公開の観点からどのように運営したらいいかということが検討されたわけですが、次の審査会において、どのように取り扱うかを改めて決めましょうというふうに前回のときに確認をされておりました。それに基づきまして、前回の皆様のご検討の内容を生かして、事務局の方で細目（案）として取りまとめたものが資料1でございます。

なお、参考といたしまして、お手元に参考資料1ということで「非開示情報の考え方」、その次のページでございますけれども、「東京都公文書の開示等に関する条例」の抜粋、それから、その後に「東京都情報公開条例」の抜粋。情報公開条例につきましては、この3月に決まった条例でございますけれども、施行につきましては、1年以内の規則で定める日からということになっておまして、いまのところ、まだ施行されておられません。さらに、その次のページに試行審査会の運営要領ということで資料を付けてございます。

なお、参考資料2と書かれてございます運営要領の一番下のところでございますが、「この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める」、この規定に基づきまして、いまからご審議いただきます運営に関する細目をご検討いただくわけです。

それでは、案につきまして具体的にご説明させていただきます。

まず、「趣旨」でございますけれども、いま申し上げましたように、審査会の運営に関して必要な事項を定めるものとするということでございます。

2番目に「会議の公開」ということですが、「審査会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合又は希少生物の生育・生息に関する情報が明らかになることにより環境保全上の支障が生じるおそれがある場合等には、会長が審査会に諮り、当該会議を非公開とすることができる」というふうに定めてございます。これにつきましては、審査会の会議は、原則として公開とするということでございます。ただ、例外として、会議を公開することによって率直な意見の交換が不当に損なわれる、さらに、希少生物の生育・生息ということで、これは環境保全の観点から支障が生じるおそれが強い場合等となっておりますけれども、こ

の「等」に関しましては、個人情報については、東京都の情報公開あるいは情報開示の視点においても、プライバシーの保護というのが非常に大きいポイントとなってございますので、個人情報に関するものが明らかになってしまうようなケースでございますけれども、こういった場合には、会長が審査会に諮った上で、非公開とすることができるというふうになっております。

次に、「会議の傍聴」でございますけれども、傍聴につきましては、傍聴券を事務局職員に提示させた上、傍聴をしていただくことになっておりますけれども、傍聴券は審査会の会議の当日受付で、報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に1人1枚を交付するようになってございます。「会長は、必要があると認めるときは、審査会の会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外のものに交付する傍聴券の数を定めることができる」なってございます。また、「会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、または、事務局職員に指示させることができる」というふうに規定してございます。

次に、第4といたしまして「会議録」でございますが、「会長は、審査会の会議ごとに、会議録を事務局職員に作成させるものとする」。第4の2といたしまして、「審査会の会議録は、公開とする。ただし、東京都公文書の開示等に関する条例、第9条に規定する開示しないことができる公文書（東京都情報公開条例の施行日以降においては当該条例第7条に規定する非開示情報）に該当する場合には、当該情報の全部又は一部を公開しないことができる」というふうに規定してございます。

会議録を作成し、会議録は公開とするというのを基本としております。ただ、例外として、ここにありますように、先ほど参考資料としてごらんいただきましたけれども、2枚目の「公文書の開示等に関する条例」の第9条に「開示しないことができる公文書」ということで列挙されておりますけれども、ここに該当する場合には公開しないことができる。さらに、先ほど申し上げました新たに制定されております情報公開条例が施行された場合には、これに基づいて、この条例におきましては第7条で規定されているわけですが、それぞれ除外規定に該当する場合には公開しないことができるというふうに定めております。

内容的には、第2の「会議の公開」とも連動してくるかと思っておりますけれども、内容的に、具体的には率直な意見の交換が不当に損なわれる場合、あるいは環境保全上の情報、あるいは個人のプライバシーに係るような情報が入っている場合に、全部もしくは該当する一部を公開しないことができるというような規定になってございます。

その次に「審議資料」となってございます。審査会の会議に係る審議資料に

については、第4の第2項の規定を準用するという事になってございまして、審査会の会議に係る資料についても、基本的には公開である。第4の第2項の規定を準用する形で扱うという規定になってございます。

具体的には、参考資料のところ、ちょっと字が細かくて恐縮ですが、参考資料1の非開示情報の考え方というのはいま申し上げましたとおりです。それと、条例に関しましては、ちょっと細かいですが、現行の条例では、この一番上の段になりますけれども、第9条の2にございます「個人に関する情報で特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く」ということで、何人でも閲覧することができる情報であるとか、こういったものは除きますというふうになってございますけれども、個人に関する情報。それと、6番目のところでございますが、「実施機関、都が設置する大学の教授会及び評議会並びに都の執行機関の附属機関及び専門委員並びにこれらに類するものの会議に係る審査資料、議決事項、会議録等の情報であって、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決によりその全部又は一部について開示しない旨を定めているもの及び開示することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの」ということで、この6番の中ほどの「開示することにより当該合議制機関の公正又は円滑な」というところが根拠になるというふうに考えております。

ただ、この文言そのものは今回の細目では用いておりませんで、次のページにございます、新しく制定されました情報公開条例の新しい規定のところから文言を引いております。こちらにおきましては、第7条5のところ「都の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」という規定がございまして、ここから「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」という文言を引いてきております。それプラス「環境保全上の事由」、それから前後いたしますけれども、「個人に関する情報」におきましても2で定められておりますが、これを「等」として入れたものでございます。

雑駁ではございますけれども、審査会の運営に関する細目（案）のご説明をさせていただきます。

清水会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまご説明のございました細目について、何かご意見、ご質問等がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

森田委員 この細目の性格についてお尋ねしたいのですけれども、全体が試行審査会ということになっているということは、この細目で運営して、幾つかの再検討すべき点が出てきた場合には、試行後、改善する、あるいは修正するということがあり得べしという意味での細目というふうを考えてよろしいわけですか。

小島課長 この細目につきましては、要領で決め切れない部分につきまして決定をするという形で細目を定めるものですが、いまご発言のように、この細目を修正する必要性が出てくれば会長が修正できるということでございまして、その修正をする場合には、審査会に諮った上で決めるという形になっているかと思えます。ですから、必要性が生じれば、その都度修正は可能であるというふうになっていると理解しております。

磯部委員 質問ですけれども、前回はこの話題を議論されただろうと思うのですが、担当がお代わりになったかもしれないですが、私は前回欠席していて、その直後にご説明はいただいたと思うのですが、恐縮ですが、どんな話があったのかを思い出させていただければと思います。つまり、一般論として会議の公開、議事録の公開は結構だろうと思いますけれども、総合環境アセスの試行という事柄に即して考えてみた場合、何か特に考慮すべきものがあるのだろうかということは恐らく議論があったらと思いますけれども、その点を思い出したいということが1点。

それと関連いたしますけれども、会議の公開の方で、非開示にできる、あるいは非公開にできる事柄の例示として、希少生物の生息環境等が明らかになるというのはわかりやすいのですが、その前のところの「率直な意見の交換が不当に損なわれる」、これも入れておいた方がいいだろうとは思いますが、これは条文上だけの問題ですが、新しい都の情報公開条例の第7条第5号では「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」というのが明文化されているわけです。明文で「率直な意見の交換」だけ入れて、「意思決定の中立性」のところは省いてあるというのは何か意味があるのか。むしろ入れるなら両方あった方が素直ではなからうか。これはご質問ですが、以上2点でございませう。

長谷川部長 ご質問の最初の1点目は私の方でお答えいたします。前回の議論で一番議論になったのは、いわゆる審議の過程で率直な意見交換、それから、いまお話があった意見交換に基づく判断をする場合、自由な立場で委員の方が

審議できるようなあり方としてはどうあるべきかという話が一番話になりまして、場合によっては非公開にすることも考えるべきではないか、その辺が議論の中心になったというふうに理解しております。

小島課長 それでは、2番目の、なぜ「中立性が不当に損なわれるおそれ」を入れていないかということですが、ここにつきましては、「中立性が不当に損なわれるおそれ」といった概念も「率直な意見の交換」の中で読める部分もあるだろうし、それから、決して中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を除くということではなくて、これは運営上、明らかに中立性が不当に損なわれて、率直な意見の交換ができないというおそれが強い場合にはということで、その都度、内容に応じて「等」という中で公開・非公開が判断されるというふうに理解していいのではないかと思います。

磯部委員 ここでそんなにこだわるつもりもありませんが、根拠条文の方がなければよろしいのですが、親規定といいますか、そこにはっきり両方書き分けてあるのを、わざわざ片方だけというのは、いまのご説明だとかえっておかしくならないだろうかと思えます。

石橋副参事 きょうご提案した細目(案)の中で、いわゆる「等」という言葉がございますけれども、きょう提案した趣旨としては、いわゆる「中立性が損なわれる」ということについては「等」の中に入っているというふうに私も考えて提案させていただいております。その部分については、やはり明記する必要があるだろうということであれば、その部分については、「等」の中に入れるのではなくて、その方がいいということであれば、別途この細目の中に表現するという方法も一つあるのかなというふうには考えております。

磯部委員 最終的には会長にお任せしたいと思えますけれども、細かい字句のことで余り時間を取るのも何かと思えますが、私の一般的な意見としては、やはり例外的に非公開・非開示にし得ることは極力書いておいて、「等」で読むというのは、本当に想定もしていなかったようなことで、しかし、事柄の性質上、ここで読まなければならないというようなことに限ると、スタート時点ではそう考えておいた方がいいのではないかと。先ほどプライバシーのことを「等」で読むと言われたのですが、これもご説明としては、そこに例示されていることではないことというのか、ちょっと別カテゴリーですね。そして、入れておいても堂々と通る話ですね。そうなりますと、たとえば環境保全上の支障が生ずるおそれが別のケースで出てきた、こういうものはしょう

がないから「等」で読もうというのは合理的だと思うのですが、当然想定される中立性とか、プライバシーの話などは書いておく。全部書くのがうるさいならば、「条例9条5号に列挙する」というような書き方も、現に第4の第2項の方ではされているわけなので、テクニカルに処理できるのではないか。法律専攻の人間として条文の美学の観点から思っただけでございますので、そこはいろいろご配慮があるのだとしたらそれ以上は結構ですけれども、ちょっと申し上げておきます。

長谷川部長 いま委員の方から、試行審査会そのものは原則公開だから、逆に非公開にするものを、はっきり条文にあるのだったら、できるだけ具体的に列挙というか、中立性を含めて明記した方がいいというご意見だったので、私どもの方としては、いまご意見を聞きましたら、私どもの文面の書き方が至らない部分があったと思うので、いまのご意見を入れるような形で考えたいと思っております。

清水会長 いかがですか。事務局の方でご意見を踏まえて少し文面を再考したいと。

磯部委員 もちろん、そうしてくれればありがたいと思いますが、お急ぎなのかなと思われましたので。

清水会長 決定するという、きょうのタイミングとの関係は、いま部長さんのおっしゃったこととはどういうふうに……。

長谷川部長 きょうのご意見を尊重して、その趣旨を踏まえて、事務局の方に処理をお任せいただけるという形でお決めいただければありがたいのですが、基本的には、いま言った話プラス非開示の条件として中立性云々という話が入るといった形になると思います。

清水会長 そういうことでよろしゅうございましょうか。こういう文章というのはなかなか微妙なところがあって、もし「等」のままていくなら、最初にこれを決めるときの、きょうの議事録に残るような形の中で、「等」といってもどこまでもいってしまうのではないということがあったわけですが、それはプライバシーの保護の場合とか、趣旨はこれでわかるような話だけれども、意見の中立性が損なわれる場合、つまり、ほかの条例の方で挙げているようなことに該当する場合をいう、そういうふうに理解するというでもいい

と思うのですが、その趣旨に沿って文章までちょっと工夫されれば、いまの磯部委員のご要求にはよりかなうかなと、こんな感じでしょうか。

長谷川部長 大原則の試行審査会そのものは、特別な事情がない限りは公開だと。原則はそういう形を捉えたら、いま言われた文言をつけ加えた方が形としてふさわしくなるかというふうに私どもも思いますので、直す形でやりたいと考えております。

小島課長 もしよろしければ、「中立性が不当に損なわれるおそれ」ということを入れて、そのほかの部分については「等」で読むという形で皆さんのご了解がいただけるのであれば、内容的には、ほかの部分にご異論がなければというふうに思います。事務局として、ここの部分で「率直な意見の交換」というところのみ記述を使ったというのは、7条の「それぞれの部分」というのは、すべてそういう意味で非公開に該当するものでございますけれども、特に環境重視という観点から、前回の議論の中で、公開することによって率直な意見を交わすことがなかなかむずかしいケースもあるのではないかということが出ておりましたので、その文言を取ったわけですが、意味といたしましては、いまご指摘のありました中立性の部分につきましても当然入っているという理解でございましたし、そんな形で整理したのですけれども、いまご意見のありました部分を入れるということで、そのほかについては「等」で読むということでご了解いただけるのであれば、そういう形で決めさせていただければというふうに思います。

清水会長 そんなことでよさそうに思いますけれども、いかがですか。

磯部委員 結構です。

清水会長 副会長さんは……。

大・副会長 結構です。

清水会長 ほかに。

柳委員 先ほどの森田委員のご質問に対する確認ですけれども、これはあくまでも試行審査会の運営要領に基づく細目を定めるということで、本格実施で「試行」が取れた場合には、それまでの間の議論を踏まえて、何らかの問題が

あれば、それを訂正して審議してまた定める、そういう理解だということであるらしいでしょうか。

長谷川部長 確認でもう一度申し上げますけれども、これはあくまでも試行実施要領です。一応、私どもの計画では、試行が終わった後、要綱をつくるという形になっていますので、いまお話があったように、要綱をつくる段階で、要綱の中で同じような形で直すべきところは直して再度やるという格好になると思います。

清水会長 それだと非常にわかりいいですね。

私から一つ伺いたいと思う点は、これは見出しが「運営に関する細目」ということで、内容を見ると、会議の公開とか非公開の部分に関する細目ですけれども、そのもとになっている運営要領の方では、会議の運営に関して細目は別に定めるということになっていて、細目の種類と言うと変ですけれども、これ以外のカテゴリーの細目的に何か書きたいという問題がおよそないのかどうか。でも、それは保証の限りではないという感じもするのですが、そういうことであれば、「審査会の運営に関する細目」というと、これでオーバーオールになるはずだけれども、そうじゃなくて、ここで言うと、会議の公開・非公開に関する細目とか、その程度のことかなという気もするけれども、そこら辺はそちらのお感じはどういうことでしょうか。もしほかの種類違った細目を定めるときにはこれを改正するという形でも、もちろんこの中に包摂されるわけで、その点は便利ではありますね。そうでないと、もう一つ、別のタイトルの細目というふうにやらなければなりませんので、その辺もお考えのことかなと。これは、特に意見ではないけれども。

長谷川部長 いま、条例のアセスメントで同じような形で運営要領を使っていて、実際、運営要領上で大部分は足りるのですけれども、いまお話があったように、細目として決めなければいけない主要な部分が、いわゆる情報の公開とか、そういう取り扱いになっているのでこういう形で決めさせていただきましたけれども、それ以外、条例アセスで予測されないような別に細目を定めなければいけない事項があった場合には、これにつけ加えるという格好になってくると思います。

清水会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。特にほかにご意見がなければ、本日の議題の運営に関する細目の件ですが、先ほど第2の部分につきましてご再考いただけるというご発言もあったわけですので

が、それも含めまして、きょうのこの案につきましてご了承いただけるということでもよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

清水会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。事務局において、よろしく願いをいたします。

それでは、次は報告事項ということになっておりますけれども、2件ございます。「試行の進捗状況等」についての方から説明をお願いします。

長谷川部長 先ほど局長の挨拶にもありましたように、本当は当試行審査会は、主要な任務が、試行に伴って、試行の実施主体から出てくる環境配慮書の審査が中心ですけれども、それが遅れて本当に申しわけございません。

私の方から試行の進捗状況についてご説明いたします。総合環境アセスメントの試行につきましては、私ども東京都の計画「生活都市東京の展開 改定重点計画」におきまして、広域計画として、秋留台地域の総合整備事業を予定するものとして、その計画内容を社会経済環境の変化に応じて見直した上で実施する、こういう決めになってございます。その後、知事が交替いたしましたので、石原知事に局長の方から、総合環境アセスメント制度についてブリーフィングをさせていただきました。その結果、改めまして、石原知事から、広域開発計画と個別計画を対象に試行を実施して、その結果を踏まえて、平成12年度後半を目途に都の計画等を対象にこの制度の本格導入を図る、こういう事務局の説明に対してご了解を得ました。

まず、試行の見通しでございますけれども、いわゆる重点計画に載っております、秋留台地域の総合整備事業につきましては、社会経済環境、特に都の財政なども大幅に変化しているのが実態でございます。また、この計画自体が、いわゆる都が独自に全部決めたという形ではなくて、市や町の計画を取り込んだ計画になっております。このため、計画のフレームをどうするかという形につきましては、社会経済環境の変化のほかに、市や町との調整という面もございまして、見直しにはまだ時間を要するというのが実情になっております。

それから、個別計画につきましては、現在、どのような事業が試行にふさわしいのか、ケーススタディを行っている段階でございます。いま現在、事務的に詰めておりますけれども、ある程度事務的に詰まりましたら、私どもの予定としては、知事主宰の政策会議にかけることを考えております。この段階で一定の結論を得ることができたら、なるべく早く当試行審査会にご報告させていただきますというふうに思っております。

この制度というのは、先ほど局長が挨拶で述べましたように、わが国で初めての制度という形で、いざ試行のための準備、たとえばケーススタディ等を始めましたら、この前ご報告させていただきましたが、試行の実施要領とか技術指針で踏み込んでいなかった部分、この辺についてもどうするかという問題は生じているのが実態でございます。事務局としても、この辺をどうクリアしていくか、いま現在、かなり苦労している部分がございます。私どもとしては、いま、その辺を踏まえて関係局との庁内調整に鋭意努めておりますので、いましばらくお待ちくださるよう、私どもとしては、知事にブリーフィングもしましたので、予定どおり何とか導入したいという形で試行も進めておりますので、一定の結論をできるだけ早く得て、それをご説明するようにしたいと思っておりますので、ご了解のほど、よろしくお願いいたします。

清水会長　いまの問題についてはいかがでしょうか。何かご質問は。

花房委員　当初の予定で公募をさせていただいたときには、一、二カ月の頻度で会議を行うということで、第1回目も2回目もそういった形でご説明を受けていたのですが、3ヵ月から4ヵ月といつの間にか延びていますし、2月にありまして、4ヵ月たったのでそろそろ何かと思ってお電話を差し上げてしまったのですが、そうしたら、またそれから少したって、きょうという形になったのですが、私は都民公募で入っていますので2年任期というのが決まっていますので、前の段階から協議会をされて、そしてこういうガイドラインを決められて試行になって、そして条例化と、ずっと長いスタンスで審議を進めてこられる委員の方たちとはちょっと異なる立場なので、そういう意味で、公募を進めるに当たっても、煩雑なすごく手間暇のかかる形をとられて3人の都民の公募を選んでくださっているの、ある意味で、結局、その間にアクセスするあれがなくなってしまって、そのまま終わってしまうという可能性もあるわけですね。いまのところ、ケーススタディの段階で、どのような事業がふさわしいか個別事業についてされているというふうな状態ですので、先回も永井委員がおっしゃっていたように、“待ち”の状態がいいのか、委員は何もしなくて“待ち”の状態をしているだけしか方法がないのかというふうなご質問もあったと思うのですが、そういった意味で、私の方で、いろいろお立場はわかりますし、担当の方が代わられたのもわかりますが、私自身の立場としては、この2年間、結局何もなくて終わってしまうのはいけないのではないかとこの気持ちがありますので、その部分をちょっと強調させていただいたのですが、……。

清水会長 ごもったもな感じもありますけれども、部長さん、どうぞ。

長谷川部長 いまのお話につきましては、ある意味で私ども事務局の見通しの甘さがあって試行の開始が遅れ、これは私ども事務局としてお詫びいたします。ただ、先ほど局長の方から話がありましたように、いわゆる東京の環境問題を解決していくためには、この制度を何とか本格導入しなければいけませんので、私どもとしても、時間のズレはありますけれども、試行のための準備をしております、先ほど言いましたように、たとえば複数の案をつくるということ自体、われわれも理念的には簡単に複数の案ができるという感じを持ったわけですが、いろいろな背景など複雑なものがありまして、その辺で時間がかかっているのが実態ですが、いまご懸念の、その期間内に試行を一切云々という話ではなくて、私どもとしては、遅れても試行は間違いなくやる予定にしておりますし、私ども事務局の見通しとしては、遅れつつも、ある一定の方向に進んできているので、もうしばらくご心配をかけると思っておりますけれども、その辺はご容赦いただきたいと思っております。

齋藤局長 いま花房委員からお話を伺っていて、なるほど、そういうことも心配されていらっしゃるんだなということがよくわかったのですが、長谷川部長から申しあげましたように、一つには、日本で初めての制度を実際に試行という形で踏み込む場合に、やはりいろいろな問題があります。そういうことについて、きちんと内部的に整理しないと対象の事業も決まらないというのが実情ですし、その辺を十分協議をしながら進んでいるということが非常に大きな時間のかかっている要素です。特に複数の案を出すということはいままでなかった考え方なものですから、それがどういう影響を持ち、どういうふうにつくっていくのだろうかということ自体、議論しながら調整を進めているという段階がございます。

それが一番大きな理由だと思うのですが、もう一つは、ここで知事が代わりまして、知事に対しては、先ほど部長の方から申しあげましたように、この総合アセスメント制度についてもブリーフィングをしたわけですが、それ以外にたくさんの都の事業についてメジロ押しの形で説明をするということが避けられなかったわけで、どうしても時間的に少し延びてしまったということも、言いわけがましくなりますけれども、実際としてはそういうこともございました。したがって、予想よりも少し時間がかかってしまったということでございまして、何とかそれを取り戻そうということで努力もさせていただいておりますので、なるべく早く試行審査会が機能できるように最善の努力をしたいというふうに考えております。

清水会長 よろしゅうございますか。ほかにこの部分について何かご発言がございましたらどうぞ。

花房委員 結局、試行のところですごくむずかしいということですが、本格導入になるともっと個別事業なり広域事業なりの抵抗が強くなってむずかしくなるというふうな考え方は想定できないでしょうか。そのところを私はちょっと心配しているのですけれども……。

長谷川部長 実は、試行は非常にむずかしいというのは、先ほど局長が言った複数の計画が云々という話のほかに、試行の対象になったものは即本格実施の場合の対象になる。だから、本格実施も踏まえた中の調整がありまして、私どもとしては、試行をやった結果、それを踏まえて制度化に持っていくという話をしているわけですが、試行をやること自体が当然、本格実施の対象になるというお墨付きになる。その辺も踏まえた議論になっていて、私どもとしては、試行という形で進めば、そこでいわゆる本格実施のための条件整備がある程度整ってくるのでかなり進むものと思っていますけれども、逆の方としては、本格実施を踏まえて試行をどうするかということも考えなければいけないとか、ちょっとあいまいな言葉になってはいますが、その辺の議論が非常に多いのが実態ですが、試行の中で問題点が整理されれば、それなりに本格実施が一定の方向にいくのではないかと考えております。

磯部委員 率直に質問させていただきますけれども、あるいは、率直にお答えいただくのはなかなかむずかしいのかもしれませんが……。一連の事情はよくわかりますし、新知事のもとでのいわば全政策体系の再編成みたいなプロセスだろうと思うのですけれども、ことしの秋ぐらいに危機突破云々というのがあり、来年の秋には新都市構想といいますか、そういうものになっていくわけで、その中できちんと総合アセスが幾つかの政策の柱の一つとして位置づけられていく必要があるだろうと思うのです。そこまでに何らかの試行を経て、本格実施が展望できるところまで見通せればいいのだろうと思うんです。

それがいわば戦略目標だとするならば、そこから先は私も自信はないのですが、とにかく総合アセスを動かしていくために、いま複数案のことがものすごくネックになっているような印象を受けたのですけれども、複数案が提示されて、審査されるというのが確かに総合アセスの理念のポイントの一つだろうとは思いますが、すべてではないだろうと思うので、試行ですから、とに

かくやっていくために必要な妥協と言うつもりはないですけれども、少し条件を動かすことによってものすごく動きやすくなるとか、そういうような柔軟な発想まででもいいと思うのです。何が何でもやればよいというものでもないかもしれませんが、その辺はいろいろな判断はあり得るだろうし、われわれの率直な意見交換が役に立つのなら、それは使っていただければいいだろうと思いますし、花房委員がおっしゃってくださるのは大変ありがたい話なわけで、余り全部お膳立てができてからでないにご報告できないというふうにお考えになる必要も必ずしもないのではないかと。お悩みのこともいろいろ言っていただければ、知恵は出るかもしれないし、出ないかもしれませんが、出る可能性もあるのではないかとということをちょっと申し上げたかったんです。

長谷川部長 実は、そういう詰めをやっていきますけれども、逆に、詰めの中で先生方にご相談してご意見をお聞きしなければいけないという部分については、こういう会議を開くのがいいのかどうか、懇談という形でやるのがいいかの、別に考えなければいけない部分があると思いますけれども、その辺の段階にきたら、ぜひご相談させていただきたいというふうに考えております。

清水会長 そうですね。いま、せっかくのご提言もあったわけだから、いずれにしても、それを含めて多少柔軟にお考えいただいてもよさそうに思いますね。

それでは、次に進んでよろしゅうございましょうか。報告事項の第2は「条例アセスにおける『公聴会』の運営概要について」ということでございます。これについてご説明をお願いします。

小島課長 それでは、事務局の方でご説明をさせていただきます。お手元の次第の後にある資料1の次に資料2というB4の横長の資料が付いてございますけれども、これをごらんいただきたいと思います。

小島課長 それでは、事務局の方でご説明をさせていただきます。お手元の次第の後にある資料1の次に資料2というB4の横長の資料が付いてございますけれども、これをごらんいただきたいと思います。

これは、前回の第2回の試行審査会の場におきまして、この試行審査会で行うことになる、先ほどの要領の方にもございますけれども、「都民の意見を聴く会」といったものの運営とも関係させて考えるために、現在の条例に基づく公聴会の運営の概要について報告をしてくださいということでございますので、簡単な資料でございますけれども、私どもの方で準備をさせていただきました。

右の方に「公聴会の運営フロー」というのがございますが、これをごらんいただきたいと思います。これは、事業者の方から環境影響評価書案が出された時点で、これに対する都民の意見を聴くために、こういった形で公述人の募集、公述人の選定、そして公聴会の開催ということで公聴会を設けまして、その公聴会における意見が見解書ということで、これは事業者が評価書案に対して、都民から寄せられた意見に対して見解書というものを出すわけですが、これに反映させる。あるいは、知事が審議会の答申に基づいて審査意見書というものをまとめますけれども、こういったものに公聴会の都民の意見を反映させるということでございます。これが全体的な効果といたしまして一番下にあります環境影響評価書に反映される、こういう全体の流れでございます。

具体的に、少し細かくなりますけれども、左の方にございます。まず、条例アセスの公聴会の開催時期でございますが、これは環境影響評価書案が出されて縦覧いたしますけれども、この縦覧期間というのは30日でございます。この縦覧期間が終わった後に、概ね一、二ヵ月後でございますけれども、開催をしております。

開催の曜日ということですが、原則として平日に開催をしている。ただし、土曜日の開催の例も多いということでございます。

それと、開催場所でございますけれども、これにつきましては、原則として関係地域の属する区市町村内の公共施設ということで、区民ホール、あるいは体育館等が使われております。

時間でございますけれども、最大で8時間程度ということで、これにつきましては、公述人の数等によって決まりますけれども、一応、最大で8時間程度というふうに決めております。

開催回数につきましては、原則として1回ということですが。

そして、公述人の募集の仕方ですが、これは「東京都公報」への掲載、それから関係地域の属する区市町村の「お知らせ」、それから環境保全局がつくりますポスター、そのほかプレス発表等を行います。こういった形で公述人を募集しております。

次に、公述人数・公述時間ということでございますけれども、公述人数は原則25名程度、公述時間は原則15分以内ということですが。1人15分が基本ですと、4人で1時間ということになります。先ほどの最大で8時間ということも考えると、原則として公述人数は25名程度というふうに全体ではなるわけでございます。

次に、公述人の選定ということでございますけれども、これにつきましては、先ほどの募集に応じて申出があった人たちを公述人として決めるわけですが、予定人数を超えた場合には抽選という形になります。ただし、予定人数

よりも若干の超過という場合であれば、全員を公述人とするということで運用しているということでございます。

それと、公聴人ということでございますけれども、これは環境保全局の職員3人ということで、行政側が聴く形になっております。この内容を審議会の方に報告するという形になっております。環境影響評価担当部長、調整担当課長及び議長以外の審査担当課長ということでございます。議長以外と書いてございますのは、この公聴会そのものを審査担当の課長が行いますので、議長以外の審査担当課長というふうになってございます。そのことが下に書いてございます。

次に、議長権限ということでございますけれども、公聴会の運営のために「公聴会の議長は、公聴会の秩序を維持するため、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる」ということで、ここにありますように、必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限、または、その秩序を乱し、もしくは不穏当な発言をした者があるときには退場させることができるとか、あるいは、制限時間を超えて発言したときに、不穏当な言動についても同じですけれども、その発言を中止し、または退場させることができるというような権限を議長が持っています。

それから、運営方法でございますけれども、公述人が意見を述べるということで、いわゆるワンウェイ方式といいますか、質疑はございません。

それから、傍聴人でございますけれども、傍聴人については原則として認める。ただし、物理的な制約で先着順で制限される場合がありますということです。

それから、情報公開につきましては、原則として公開ですけれども、非開示事項に該当する場合は非公開ということになってございます。この非開示事項というのは、先ほどの細目で考えられるようなものを参考にしながら決めていくということになるかと思えます。

以上が、現在、条例アセスメントで行われている公聴会の運営の概要でございます。

実は、これにつきましては、先ほどご審議いただきました審査会の運営の細目の上位にあります、先ほどの参考資料の一番最後のページに「環境アセスメント試行審査会運営要領」というのがございますけれども、こちらの第3のところ「審査会の職務は、次のとおりとする」とございまして、1番目が「局長の諮問に応じ環境配慮書の内容について調査・審議を行い、その結果を局長に答申すること」。それから、2番目が「都民の意見を聴く会において、公述人から、環境配慮書の内容について、環境の保全の見地から意見を聴くこと」。それから、3番目に「実施主体の意見を聴く会において、実施主体から、環境

配慮書の内容についての意見を聴くこと」。4番目として、そのほか技術指針あるいは環境配慮ガイドラインの改定について調査・審議というふうに審査会の仕事を書かれておりますけれども、ここの2番目の、都民の意見を聴く会において、公述人から、環境配慮書の内容について聴くわけですが、いま申しあげました条例アセスにおける公聴会のこういった運営を参考にしながら、このための運営要領等につきまして、さらに検討して今後定めていく必要が生じてくるということでございます。ただ、現在考えておりますのは、条例アセスで行われております、これは質疑なしということでございますけれども、このあたりをどういうふうに扱うのか。あるいは、直接的な規定でございますけれども、先ほど申しあげましたように、条例アセスは、都の職員が聞いて、それを審議会に報告をするという形になってございますが、いまごらんいただきましたように、アセスメントの試行審査会における都民の意見を聴く会におきましては、審査会の委員の方々に直接都民から意見を聴いていただく、こういう形になっているところが一番大きい特徴でございます。

この内容でどういうふうにしていくかについては、これからの課題ということで、一応、条例アセスにおける運用の概要についてご説明をさせていただきました。以上です。

清水会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、どうぞご発言をお願いします。

中井委員 これから検討されるということなので、もうすでにそちらの方でおっしゃられたこともあるかと思うのですが、ぜひ検討していただきたい点を何点か……。

一つは、この条例アセスのように、環境の影響の範囲もある程度厳密にどこまでというような感じで狭く限られるようなものは、今回の総合アセスの場合には対象になるとは限りませんので、特に広域計画の場合には、影響の範囲もかなり広いということもありますので、恐らくそういうところは、公聴会でどういう方にお話をさせていただくかという方法とも関連してくるのではないかと思うのです。そういう一般論的な上に立った話ですが、一つは、これは多分、また細目を定められるということだと思うのですが、その前にどうも決まっていることのように思いますが、公述人というのは、まず自分がしゃべりたいという人の中からしか選べないというのはもう決まっているようですが、本当は、審査会の方でこういう人の意見を聴いてみたいというのも本来あってもよかったのかなと。

これは、もうそこには戻れないのかもしれないので、参考にとどめておきます。

ただ、自分がしゃべりたいと言った人の中でも、これは予定人数を超えた場合は抽選ということになっているのですが、条例アセスの場合は何となく抽選というやり方もそれなりの意味があるかと思うのですけれども、抽選というのは完全な無作為抽出ということですよ。つまり、しゃべりたい人の意見の分布を、公述人として発表していただく人たちの分布と一致させるという根拠は、多分、くじ引きという根拠だと思うんです。ただ、今回の都民の意見を聴く会では、そういうもとの意見の分布はどうなっているかということはあるにしても、むしろそれよりは、どういう意見があるのか、あるいは意見の多様性にどういうものがあるのかということの方が少し重要かなというふうに思いますので、これは単純抽選というよりは、やはりある程度いろいろな意見を都民の意見を聴く会の方で発表していただけるように、会長が選ぶのか、あるいは事務局の方で選ぶのか、あるいは審査会が議論の中で選んでいくのかちょっとわかりませんが、むしろ機械的な抽選という方式はこの計画アセスの場合には余り合わないのではないかとこのように思っていますので、ぜひこれは検討していただきたい点の一つです。

それから、質疑ですけれども、すでに検討の中に入るといふようなことをおっしゃられていましたけれども、なしということ、条例アセスの場合は意見がわりとはっきりしている、あえて質疑をしなくてもいいような感じだろうと思うのですが、総合アセスの場合、かなり踏み込んだ意見とか、あるいはもう少し厳密に確認したいような部分も出てくると思います。もともと公述の申出をするときに意見の要旨を出されることになっているわけですから、質疑がないということであれば、意見の要旨を見ていけば、われわれの方も大体どういう意見かというのは本来わかるはずだと思いますので、質疑はぜひやらないと、せっかくこの場にどの場かはわかりませんが、区民ホールとか、そういうところに来ていただいてしゃべってもらうだけの意義が、質疑がなければ、ほとんどないだろうというふうに思いますので、私としては、これは議論というよりは、意見交換ぐらい、あるいはもう少し単純な意味での質疑ということにとどまるのかもしれませんが、ぜひその場ではやりとりを含めるような形にしていきたいと思います。

それから、だれが聴くかという話は、審査会の会長が議長をやってというところあたりまではもう決まっていますので、基本的につけ加えることはないと思いますが、あくまでも審査会が主体になってそれを聴くということのようですので、それ自体は私も全くそれで構わないと思います。

いまのところ、以上、検討課題ということをお願いしておきたいと思います。

清水会長 それでは、続いてどうぞ。これは、参考としてきょうのご説明が

あったわけで、要するに、きょう出た意見も踏まえたところで、聴く会の要領をおつくりになるわけですね。

長谷川部長 きょうのご意見を参考にして原案をつくりたいというふうに思っております。

清水会長 わかりました。では、続けてどうぞ。それで、お答えのいただけるものはまたお答えいただければと思います。

柳委員 いま中井委員が言われた第2点目の運営方法で、質疑なしということについてですけれども、私も中井委員の言われることに賛成です。この制度をつくるときに、双方向コミュニケーションというのを結構こちらの方から宣伝した部分もありますし、双方向が外れてしまうと、従来の公聴会のメリット・デメリットを全部受けてしまう。むしろデメリットの方が大きいのではないかということで、新しい制度ですから、余り既存の法定の、条例化された手続きののっとなってこういうものをつくってしまうと、かえって弊害が出てしまうといえますか、新しい制度をつくらうという意義が損なわれる危険性がありますので、その点は新たにいろいろと工夫をされて、ないものをつくるということの方が、むしろ手続としてはいいのではないか。要するに、この新しい制度の趣旨を組み込んだ形の手続を既存の制度に余り拘泥しないでつくられた方がいいのではないかと思います。

清水会長 ほかにどうぞ。

花房委員 最初、都民の意見を聴く会というふうにご説明を受けたときの印象では、公聴会だとは思わなかったんです。それで、前に質問したように、私は都民であって、都民の意見を聴くどういう立場で接したらいいかということで、結局、委員として接するのだということがわかったのですけれども、それまでは私自身が誤解をしまして、都民の意見を聴く会というのだから、それこそ中井委員や柳委員がおっしゃるように、そういうやわらかい形で行われるんだというふうな印象を受けたんです。多分、私と同じように、パンフレットなり、ポスターなりを見たときに、公聴会であるというふうには考えないで、都民の意見を聴く会ということで、新しい試行の段階であるというふうな印象を、普通の一般的な都民が見たときには同じことを考えるし、感じるのではないかと思うのです。それで、公聴会だったということがわかると、その感覚的なギャップといい

ますか、がっかりという感じを受けるのではないかと思います。それは、マイナスがあるのではないかと思います。むしろ都民の意見を聴く会ではなく、公聴会としてしまった方が、そういうふうな内容であるならば、そういう名前でした方がむしろ裏切らないのかなというふうに思いました。

あと、中井委員のおっしゃる意見の多様性のことですけれども、くじ引きの抽選と意見の多様性ということで、意見の趣旨をあらかじめ見ることができるのだから、意見の多様性をそこで発表していただいた方がいいのではないかと思いますけれども、でも、ある意味でどうかなという印象を受けたのは、こちらの恣意的な部分を都民の方たちが感じ取ってしまうのではないか。逆に、抽選の方がむしろそうなのかなというふうに思うかなと思いました。多様性を、あらかじめこちらの方で選んで、この方というふうにするときに、総合アセスメント試行審査会という審査会自身の決定力といいますか、中立性ということですが、ある意味で恣意的な印象を受けるのではないかという気がしました。以上です。

清水会長 いろいろとご質問があるわけですが、私、一つ伺いたい点があるのですが、さっきのお話に関連しますが、意見を言いたいと申し出る人は、自分はどのような意見の持ち主かということを書面の中に書いて申し込みなさいと、そういう規定になるわけですか。公聴会の場合も、意見のある人は意見を添えて……。

長谷川部長 いまの条例は、意見の要旨を書いて申し込むような格好になっております。

清水会長 要旨を書いてですね。問題は、その要旨がうまく書いてあれば分布をすることもできるけれども、そういう人は必ずしもそう多くないでしょうから、そのところはむずかしいですね。それがちょっと知りたかったんです。

長谷川部長 われわれも思うのですが、いままでの条例の公聴会というと、必ず反対意見の人ばかりが集まって、多分、中井先生などが言われる趣旨は、1人ぐらい賛成の意見の方がいたら、そういうのも意見として聴いておいたらというようなお話だと思うのですが、いまの各先生のお話をもとにいろいろ考えてみたいとは思っています。

清水会長 それともう一つ、審査会が意見を聴く会を主催して聴くわけですね。ということは、われわれが聴くということ。それで、質疑というときに、

公述人が配慮書について質問するわけでしょう。あるいは、プロジェクト全体かもしれないけれども、審査会のわれわれは、ある程度のことの質問には答えられるかもしれないけれども、基本的には答える当事者なんではないでしょうか。そこはどうお考えでしょうか。計画をしている人とか、配慮書を出した人が一番答えられるはずですね。そこはどういうことでしょうか。

小島課長 これから検討いただかなければいけないと思うのですが、いま事務局の方で少し検討しているところでは、双方向の完全な質疑というのはなかなかむずかしいのではないかと。ですから、公述人の発言に対して、審査会の委員の方が、その趣旨であるとか、あるいはこういった部分はどうかというようなことを聴くという形で、公述人が委員の方に質問をするという形はやはりむずかしいのではないかと。いま考えているのですが、このあたりもこれからの課題としてさらに検討を深める必要があると思います。いま会長がおっしゃったように、委員の方が事業実施主体あるいは計画の主体ではないですから、そういうことを問われても、そこで答えられるかどうかというのはやはり大きい疑問というか、問題があるのではないかと。というのが前提になるのかなと思います。

清水会長 いまのお答えは私の気持ちからすると納得的ですが、きょうご意見のあった方の立場からすれば、もう一つ別の場をつくってほしいという話が出てこないかということも併せて考えておかれた方がいいですね。いま、条例アセスの場合の公聴会は、これは質疑なしということだから、すべてないんですね。しかし、今度は、やわらかい形かどうかは別としても、双方向の意見があった方がいいというのは一種の理想論かもしれないけれども、そうなったときは、だれが対応の相手になるかということは、恐らく都のいろいろな行政体系の中でも新しい現象かもしれないですね。私、詳しいことは知らないですけれども……。

それからもう一つは、そういうこととの裏腹で、審査会の職務権限というか、地位がかなり変わった色彩を持つかもしれないですね。いまの図の説明によれば、都民の意見を踏まえたところで知事に対して審査意見書を出すということだけれども、その辺がありますので、私もいまのところはよくわかりませんが、またさらにご関係の方のお考えもお聴きになって検討されたらどうかというふうに思いますが、どうでしょうか。

中井委員 ちょっと補足的に。いま、質疑というふうに私が言ったのは、むしろお答えになったように審査会と公述人との意見交換ということで、公述

人と計画担当部局の間の意見交換という意味ではありませんので、そこまで踏み込んだ会は恐らくもう少し別の、あるいは環境影響評価書をつくる前に現場同士でやっていただいおくべきことだと思いますので、私が質疑があった方がいいと申し上げたのは、審査会がいろいろな意見を言うに当たって、公述人との間で少し意見交換をしたらどうでしょうかという意味です。

清水会長 もう一つは、いま中井委員から出ていた、意見を聴く会とは別に、言われてみれば、あの専門家の意見を聴きたいというふうに審査会として考えるということもあり得るかなと。その場合は、そういうことは可能なのかどうかということですが、強いて言えば、要領には書いていないけれども、それは審査会でみんな決めて、この次のときに、だれだれの意見を聴いてみようじゃないかということは、やる気になれば可能だとは思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

長谷川部長 先ほどの参考資料の中に、いわゆる都民の意見を聴く会とは別に、審査会が実施主体（事業者）の意見を聴く会を設けるようになっていて、多分、事業者とはお互いのディスカッションという形も可能かと思っています。それから、いま会長が言われた、そのほかのこの部分の専門家の意見を聴く会という話は理屈上は考えられると思いますので、その辺も含めて、そういうケースがあった場合には検討する必要があるというふうに思います。

柳委員 質疑のことですけれども、都民の意見を聴く会のときに、試行審査会の委員が、相手が言われることについて、ただ聴き置くだけで何もレスポンスをしないというのがなしということですよ。そうすると、言っていることがよくわからないとか、言っている内容を確認したいとか、何か疑問に思うことを聞いて、公述人が話す内容について質疑をするということについては双方向であっても問題は何かもないと思うのです。ただ、公述人が、実施主体がやるべきことについて試行審査会の委員に聞かれてもわからないことがあるので、それは答えられないということはあると思うのです。ですから、それは、いまおっしゃられたように、実施主体の意見を聴く会というのがまた別途あるわけですから、そこで今度は試行審査会の委員の意見を聴いて、そこでの意見についても、多分、質疑なしではなくて、当然のように質疑をするわけですよ。

ただ、問題は、そういう二つの会が一元的に行われて、双方の会が一堂に集まって一度やるということはいまのところは考えていないということですから、確かに試行審査会の委員については双方向からは聴いているけれども、全体が双方向から聴くという形にはなっていないということ。そういうことをやって

みて、それでまた問題が出てきたら、そのときにまた考えるというような形でとりあえず動いてみるしかないのかなという気もしますけれども。

清水会長 では、いろいろご意見がありましたから、それを参考にして、ひとついいものを考えていただければと思います。また、出された段階で当然ご議論が可能かというふうに思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、予定された報告事項もこの程度にさせていただきますが、あとは、きょうはさらに何か事務局としてご用意がございますか。

小島課長 それでは、今後のスケジュールですけれども、これにつきましては、試行の対象の案件が決まり、審査をしていただくというのが基本だと思えますけれども、それも含めて、ご審査いただきたい案件が生じれば、その都度、こちらの方で事前に会長等とご相談させていただきながら開催の通知をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。いまのところ、何月を予定しているということではスケジュールがまだ確定できませんので、また事前になるべく早くご連絡をさせていただけるように努力いたしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

清水会長 以上、きょうの予定は最後まできたように思えますが、この段階で特に何か……。

柏木委員 計画の立案段階からこれをやるというのは、世界でも例のないような事実だと思えます。よくわれわれがISO14000 シリーズのことを例に挙げて、どうもアングロサクソンにやられっ放しの感があるわけですね。彼らは、制度とか基準とか、そういうものに関しては極めてグローバルスケールで動きますから。国内でブリティッシュ・スタンダードをつくって、環境監査ですから、組織のあり方とか、市町村の中の環境絡みの総合的な制度をつくる。それで、まず、これはキャッシュフローができるというふうに見ますと、すぐ自分の国の中で試行するわけですね。それで、ISOに持って行って、ISOで、ブリティッシュはそれを持っていますから、さあ、これでやろうと。そうすると、諸外国もということになって乗る。それで、全部がそれぞれの国に監査機構による会社みたいなものができて、日本の家元制度をそっくり捉えたというか、お金が全部吸い上げられてブリティッシュに行く。日本は、ここに森田委員がいらっしゃいますけれども、そういう国際的な中での制度のイニシアチブをとる力に欠けていると私は思っています。いま、万博をやっています、万博スタンダードをつくれという話で、オリンピックも含め

て、それをISOに上げていくようなことはどうだという話もしています。これは、特に計画・立案から、ある都市部の中のコミュニティレベルで、安全性から健康面、自然との共生、環境だけじゃなくて、ヒューマン・ハーモニックというか、かなり広い範囲に網をかけるわけですから、試行しない限りISOには持っていきませんので、国内で初めてという例があって、特に広い範囲で初段階から網をかけてメリット・デメリットをはっきりさせるということは、だれもやりたくないですからね。主体者側、地権者からすれば、別に網をかけられて何かやるというのはとてもじゃないけれども嫌だと。いま、地冷の認定の話が出ていますけれども、地冷も景気のいいときはどんどん出てきますけれども、少し下がってくれば、何件も集めてコミュニティレベルでまとめていくというのは面倒くさくて、そんなものは単発で自分でやると。幾ら都が網をかけて、ここは地冷をやりなさい、環境保全になりますと言っても、小さなビル一個でやってしまえばそれで終わってしまいますので、できる限り、こういう総合アセスの制度を試行する過程において、いままでは1対1だけで考えていたものが、何かまとまるメリットがあるというのが地域内の地権者等々、プロセスでまとまっていくというのをまず見せるということと、それに対して、市民がどうやってそれに参画するかという姿を公聴会を通して見せるということ。

あと、厳しい環境規制をクリアした地域に関しては、たとえば、これからミッション・トレーディングとか、いろいろな環境絡みのキャッシュフローができようとしていますから、そういう意味では、こういう制度の基準をクリアしたコミュニティに関するメリットは何なのか。具体的には、たとえば容積率の緩和があるとか、公共投資が少し入ってくるとか、そのメリットが何なのかというのを試行の範囲内で見せておかないと、ただこういう制度ができました、これで幾つかの試行をしてみました。確かに原単位を超えるCO₂のエミッションも減ってくる。もちろん安全性もいいし、水も非常にきれいだ。ダイオキシンもないとか、それだけ言ったとしても、これはただ首を締めるだけになりますから、そこをクリアしたときのメリットが何かということを公聴会を通して明確に言っていないと、本格的に地に下りた制度にまで発展させるには非常に重要な問題だろう。また、それをいかに国際的に上げていくか。

試行すれば、間違いなく国際的なISOの中に、これからの都市基準ということで、計画・立案から日本発信、東京発信ということはやはりインパクトがあると思いますし、東京発信で国際ISOに対して、これからの住む環境に対して非常にふさわしい、ある都市インフラ基準とか、都市基準とか、総合基準みたいなものに上げられるような努力をするべきだなと。コメントです。

清水会長 ありがとうございます。

磯部委員 先ほどスケジュールで次回はまだというお話がございました。それはそれでわかりますが、いまの柏木先生のお話も相当いろいろな示唆に富んでいますし、先ほどの手続論で私ちょっと発言し損なったのですけれども、どうしても裁判所型の当事者構造の手続をわれわれは考えがちですけれども、むしろそうじゃなくて、新たな自治体の施策形成型の手続のモデルになる話なのかもしれない。そうだとすると、個別ケースの熟度の問題とはまた別に、一般論としてかなり議論をする余地のある課題がたくさんあると思いますので、そういうセッティングがあり得るのではないか。そういうことを一言申し上げておきます。

清水会長 そういうお話ですから、またそういう機会を別に設けたらいいのではないかと思います。

長谷川部長 いまお話がありましたように、会長ともご相談して、こういうフリートーキングで一步前進になるような議題を選んで、ぜひ何回か開いてもらうように考えていきますので、よろしく願いいたします。

清水会長 そうということでもよろしゅうございますか。

それでは、大分時間もかかりましたが、以上をもちまして、本日の審査会は終了させていただきたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。